

盛岡広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年7月3日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
滝沢市大沢堰合5番3地先から鶴飼御庭田92番31地先まで	新	m 44.2～11.3	m 1,014.5
	旧	23.9～8.1	1,020.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和8年7月3日から同年8月3日まで